議案第2号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結する。

- 1 事業の目的 厚木市文化会館改修事業
- 2 事業場所 厚木市恩名1丁目9番20号
- 3 契約金額5,947,724,374円(うち消費税及び地方消費税の額538,352,332円)に金利変動及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額
- 4 契約の相手方 厚木市栄町1丁目2番2号 厚木市文化会館PFI株式会社 代表取締役 林 亨多 様
- 5 契約期間 契約締結の日から令和17年3月31日まで

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議決を求める。

議案第11号

厚木市文化会館指定管理者の指定について

次のとおり厚木市文化会館の指定管理者を指定する。

1 施設の名称 厚木市文化会館

2 指定管理者 (所 在 地) 厚木市恩名1丁目9番20号

(名 称)公益財団法人厚木市文化振興財団

(代表者) 理事長 佐藤 彩子 様

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

議案第20号

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月3日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

厚木市文化会館改修 P F I 事業者選定委員会を廃止するため、本条例の一部を改正する。

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)の一部を 次のように改正する。

別表市長の項厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木 市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第99号を削り、第100号を第99号とし、第101号を第100号とする。 第2条第1項中「第100号まで」を「第99号まで」に改め、同条第2項中「前 条第101号」を「前条第100号」に改める。

第3条中「第1条第101号」を「第1条第100号」に改める。

第5条第1項中「第101号」を「第100号」に改める。

第6条第1項第1号中「第100号まで」を「第99号まで」に改める。

別表中99の項を削り、100の項を99の項とする。